

議案第41号

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月4日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

阿見町附属機関の設置に関する条例(平成20年阿見町条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議	阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議要綱(平成27年阿見町告示第37号)に基づき、町長の諮問に応じ、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定等を行う。
-------------------------	--

を

」

「

阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議	阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議要綱(平成27年阿見町告示第37号)に基づき、町長の諮問に応じ、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定等を行う。
阿見町市制施行有識者会議	阿見町市制施行有識者会議要綱(令和6年阿見町告示第 号)に基づき、阿見町における市制施行に関する必要な検討、調査及び協議を行う。

に、

」

「

阿見町史編さん委員会	阿見町史編さん委員会設置要綱(令和5年阿見町教育委員会告示第3号)に基づき、阿見町史に関する調査研究を行い、阿見町史の編さんを行う。
------------	--

を

」

「

阿見町史編さん委員会	阿見町史編さん委員会設置要綱(令和5年阿見町教育委員会告示第3号)に基づき、阿見町史に関する調査研究を行い、阿見町史の編さんを行う。
阿見町部活動地域移行検討委員会	阿見町部活動地域移行検討委員会要綱(令和6年阿見町教育委員会告示第 号)に基づき、部活動の地域移行に関する事項及びこれに係る必要な事項について調査審議する。

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行			改正後			備考	
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）				
附属機関の属する執行機関	附属機関名	主な担当事務	附属機関の属する執行機関	附属機関名	主な担当事務		
町長	(略)	(略)	町長	(略)	(略)		
	阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議	阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議要綱（平成27年阿見町告示第37号）に基づき、町長の諮問に応じ、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定等を行う。		阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議	阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議要綱（平成27年阿見町告示第37号）に基づき、町長の諮問に応じ、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定等を行う。		
	(略)	(略)		<u>阿見町市制施行有識者会議</u>	<u>阿見町市制施行有識者会議要綱(令和6年阿見町告示第 号)に基づき、阿見町における市制施行に関する必要な検討、調査及び協議を行う。</u>		
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)		
	阿見町史編さん委員会	阿見町史編さん委員会設置要綱（令和5年阿見町教育委員会告示第3号）に基づき、阿見町史に関する調査研究を行い、阿見町史の編さんを行う。		阿見町史編さん委員会	阿見町史編さん委員会設置要綱（令和5年阿見町教育委員会告示第3号）に基づき、阿見町史に関する調査研究を行い、阿見町史の編さんを行う。		
				<u>阿見町部活動地域移行検討委員会</u>	<u>阿見町部活動地域移行検討委員会要綱(令和6年阿見町教育委員会告示第 号)に基づき、部活動の地域移行に関する事項及びこれに係る必要な事項について調査審議する。</u>		

議案第42号 説明資料

【主な改正の理由】

- ・ 附属機関の設置に伴う非常勤特別職の新設による報酬等の追加があり、別表に当該報酬等の定めを加えるもの。

【改正の事由等】

職名	区分	事由	改正内容
市制施行有識者会議 委員	追加	附属機関の設置に伴 う追加	阿見町市制施行有識者会議の設置に伴い、委嘱される委員へ支給する報酬及び 費用弁償の額について追加するもの。
部活動地域移行検討 委員会委員	追加	附属機関の設置に伴 う追加	阿見町部活動地域移行検討委員会の設置に伴い、委嘱される委員へ支給する報 酬及び費用弁償の額について追加するもの。